

## パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

- 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携**  
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。  
その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### （個別項目）

#### a. 企業間の連携

地域の建設会社や設備業者、設計事務所等との協力体制を強化し、電気設備工事を中心とした共同受注や技術交流を推進します。

#### b. IT 実装支援

協力会社と共に施工管理アプリ・クラウドシステム等を活用し、現場情報の共有化や電子データでの図面・写真管理を推進します。また、情報セキュリティに関する助言を行い、サイバーリスク対策を支援します。

#### d. グリーン化の取組

LED 照明・高効率設備・再生可能エネルギー関連工事を通じて、省エネ化・脱炭素化に寄与する取組を進めるとともに、資材調達においても環境負荷の少ない製品の採用を促進します。

#### e. 健康経営に関する取組

従業員の健康診断受診率向上、現場での熱中症対策、長時間労働の抑制などを通じて、働きやすい職場づくりを推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある場合には、適正な取引関係の構築に努めます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②型管理などのコスト負担

※当社は型取引を行っておらず、該当項目は適用外とします。

#### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- ・ サプライチェーン全体で価格転嫁が適切に行われるよう、協力会社にも情報共有と理解促進を行います。
- ・ 取引先との意見交換会を定期的に実施し、共存共栄のための課題や改善点を共有します。
- ・ 約束手形の利用廃止に向け、電子記録債権・現金決済への移行を推進します。

令和7年11月1日  
有限会社 セキイ電気  
代表取締役 関井 真一